

平成23年度税制改正項目に“空白期間”発生の可能性も

税制改正法案成立遅れで遡及適用、つなぎ法案はこうなる

混乱する国会情勢の影響で、平成23年度税制改正法案の3月31日までの成立が絶望視されているが、税制改正法案の成立の遅れによって、当局には2つの対応が求められることになる。1つが「遡及適用」であり、もう1つが「つなぎ法案」だ。

ただ、遡及適用については、200%定率法をはじめとする増税項目の遡及適用が可能かどうか議論があり、仮に遡及適用ができなかった場合、平成23年度税制改正の増税項目については、数か月間の「空白期間」が発生する可能性がある。また、つなぎ法案についても、衆議院における民主党の議席数がいわゆる「60日ルール」を使った法案の再可決に必要な2/3に満たず、平成23年度税制改正法案を成立させられる保証がないなか、平成20年度税制改正時のつなぎ法案とは大きく異なる内容となる可能性が高まっている。

税制改正法案の成立の保証なし、予算が途中で執行停止も

衆参のねじれ現象のなか、平成23年度税制改正法案を3月31日までに成立させることはほぼ不可能となっている。

近年の政局の不安定化により、平成20年度税制改正においても税制改正法案が4月末に成立、大部分の措置が4月1日に遡って適用されたのは記憶に新しい。しかし、今回は平成20年度税制改正時よりも事態は深刻といえる。なぜなら、今回は税制改正法案の成立自体が保証されていないからだ。

平成20年度税制改正においては、当時与党だった自民党の議席数が参議院で過半数割れする一方、衆議院で2/3以上を確保していた。このため、いわゆる60日ルールを使えば、確実に税制改正法案を成立させることができた。

しかし、現在の民主党は衆議院において2/

3の議席数を有しないことから、60日ルールを使うことはできない。これは、平成23年度税制改正法案が成立する保証はないことを意味している。赤字国債を発行するための特例公債法案についても、再可決にはやはり2/3の議席が求められる。すなわち、現在の民主党政権は、平成23年度税制改正法案も赤字国債を発行するための特例公債法案も、単独では成立させられないことになる。

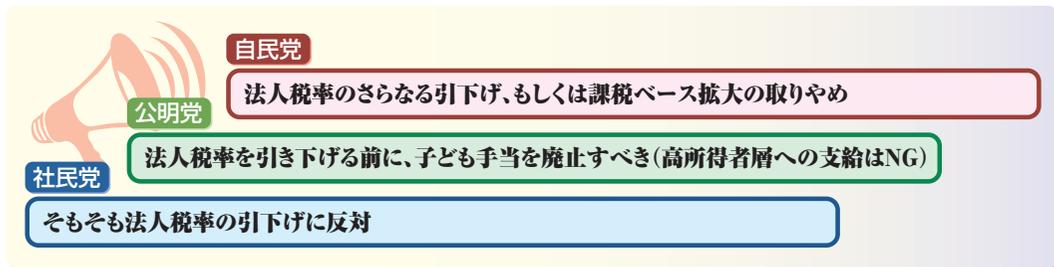
これらの法案を確実に成立させるためには、野党の一部と連携する必要があるが、法人税率引下げ1つをとっても政策の違いは明らかであり、実現は困難といえる（**図表1**参照）。

一方、予算については、衆議院で「過半数」の議席を有していれば成立させることができる。したがって、予算だけは成立したものの、

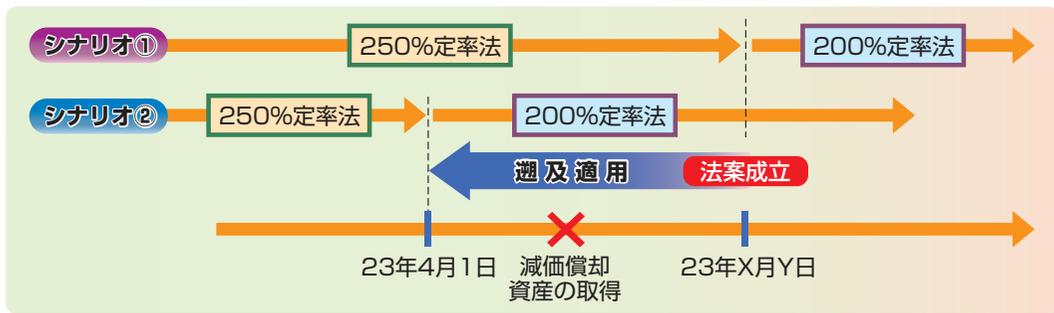
60日ルール

参議院に法案が送られてから議決しないまま60日経過した場合には参議院で否決されたものとみなされ、衆議院で再議決することができるというルール。60日ルールを活用するためには、衆議院において2/3の議席を有している必要がある（憲法59条4項・2項参照）。

【図表1】 法人税率引下げを巡る各野党の主張



【図表2】 200%or250%?



税制改正法案と特例公債法案が未成立のため、年度の途中で予算の執行が停止するという最悪のシナリオも懸念される。

遡及適用の可否に両論、会計システムの再変更も

このように、平成23年度税制改正法案の成立には困難が伴う可能性が高く、仮に成立したとしても、平成20年度税制改正時の4月30日より大幅に成立日が遅れることも考えられる。

税制改正法案は成立後に4月1日に遡って適用されることになるが、この場合に問題となるのが、憲法84条より導き出される不利益規定の不遡及の原則だ。

すなわち、遡及適用ができるのは納税者にとって有利な改正のみであり、増税措置については、不利益規定の不遡及の原則により、遡及適用はできないのが原則となっている。

典型的な例として挙げられるのが、200%定率法だ。平成23年度税制改正では減価償却制度が見直され、現行の250%定率法が200%定率法に変更されることになるが、この改正は納税者にとっては増税措置であるため、4月1日に遡及して適用することができず、平成23年4月1日から改正税法施行日までの間に取得した減価償却資産については、現行の250%定率法が維持される可能性がある(図表2参照)。

一方で、「減価償却費の計算は期末に行われるので、遡及適用は可能」とする意見もある。遡及適用されるのか否かによって、平成23年

憲法84条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。